

## 裁判手続等の IT 化に寄せて

弁護士 (大阪弁護士会) 宇仁 美咲

私の通っていた小学校では、6 年生の教室の後ろの壁いっぱいに子供たちが模造紙で作った日本史年表が貼られていた。社会科の授業が進むにつれて時代ごとに色分けされた年表が長くなり、卒業を控えた 3 月には昭和 50 年代 (1975 年～1985 年) 初めを最後に年表が完成した。スマートフォンどころか携帯電話もパソコンもない時代である。この当時の民事裁判では、裁判官は手書きで原稿を起案し、これがタイピストに廻され、和文タイプで判決が作成されていた。

裁判所にパソコンが導入されたのは平成 7 年である。平成 8 年には、民事訴訟法が改正され、ファックスを利用した準備書面の提出や争点整理に電話会議システムを利用することも取り入れられた (平成 10 年 1 月 1 日施行)。準備書面は、裁判の当日に弁護士が裁判所に持参して法廷で交換するのではなく、ファクシミリにより事前に裁判所と相手方に送信することが可能になったし、電話会議を利用して弁論準備期日に遠方の裁判所に足を運ばなくてもよくなった。

現時点における民間企業の眼からは、“いまだき、ファックスとは・・・”といわれるかもしれない。しかし、裁判所としてはかなり画期的な取り組みであった。

その後、IT 化の波は民事裁判にも押し寄せ、平成 30 年 3 月 30 日付「裁判手続等の IT 化に向けた取りまとめ『3 つの e』の実現に向けて」(以下「取りまとめ」という。)が公表された。次いで 6 月 15 日付「未来投資戦略 2018」では、「世界で一番企業が活動しやすい国の実現」という項目に「裁判手続等の IT 化の推進」(55 頁)が掲げられ、民事裁判の IT 化もいよいよ現実味を帯びてきた。

「3 つの e」とは、① e 提出 (e-Filing)、② e 法廷 (e-Court)、③ e 事件管理 (e-Case Management) の実現である。提言からは、今後の裁判手続等の IT 化へのプロセスが見えてくる。

### ① e 提出 (e-Filing)

現行民事訴訟法では、訴状を始めとする手数料を納付しなければならない書面や訴訟委任状、上告理由書等の理由書等は、ファックスによる提出ができない。e 提出は、裁判書類をオンライン提出にし、手数料の電子納付・電子決済、訴訟記録を電子記録に一本化しようとするものである。

### ② e 事件管理

裁判所が管理する事件記録や事件情報へ当事者や代理人が随時オンラインアクセスし、裁判期日もオンラインで調整し、期日や進行計画のプロセスもオンラインで確認・共有できるようにする。

### ③ e 法廷

テレビ会議やウェブ会議の活用を大幅に活用し、争点整理段階における IT ツールを活用し、当事者の一方又は双方が出廷しなくても、争点整理や証拠調べができるようにする。

電子署名や IT を利用した遠隔地間の会議が毎日、当然のように行われている民間企業の眼からは、まだまだ遅れていると思われる向きもあるかもしれない。しかし、比較的容易と思われる① e 提出 (e

－Filing) や② e 事件管理も、その導入にはユーザー側の IT への習熟という壁がある。

いつの時代も新技術は、若者の独壇場である。昨今の小学生は、模造紙に色を塗った年表を教室に貼り出したりせずとも、IT を活用して作成期限を決め、全員が持ち寄って作成した年表を各自のタブレットで共有したりすることはお手の物かもしれない。これは、言うなれば e 提出、e 事件管理である。確かに、遠方の裁判所に足を運ばなくても争点整理を行うことができ、一括管理された書面に瞬時にアクセスできることは、当事者の負担を軽くする。利便性を誰もが享受できるようにするために、① e 提出 (e - Filing) や② e 事件管理の導入にあたっては、IT に習熟していない者への配慮が必要であろう。

③ e 法廷は、現実に訴訟に携わる弁護士としては、利便性だけで割り切ることはなかなか難しい。米国においても面前での尋問により心証を取ることを重視する裁判官も少なくなく、遠隔地であれば直ちにテレビ会議による尋問が選択されるというものではないと報告されている (武見敬太郎「米国における裁判手続等の IT 化の現状について」判例タイムズ 1457 号 31 頁)。

時代を超えて使用に耐える制度や仕組みに命を吹き込み、色を付けるのは、これを担う人である。「3 つの e」を掛け声だけで終わらせないために、弁護士や裁判官などの法律実務家には不断の努力が求められている。

新元号が「令和」と定められた。年表を作成する子供たちは、自分が担うことになる「令和」を何色に染めるのだろうか。